

令和8年1月14日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和8年1月14日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

内田すなを 委員 末次 龍夫 委員

事務局の出席者は8名である。

**事務局** 皆さん、おはようございます。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、1月総会の開催に当たりまして、報告をいたします。

本日は、現委員数24名中、22名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。

それでは、会長、お願いします。

**議長** どうも皆様、明けましておめでとうございます。本年もひとつよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、1月の農業委員会総会を始めたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案より始めたいと思います。

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの審議番号6番までの6件です。

西部地域、審議番号7番から4ページの審議番号14番までの8件です。

使用貸借権設定、東部地域、審議番号15番の1件です。

以上、審議番号1番から審議番号15番までの各審査案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会によって説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議長** 説明が終わりましたので、本議案の審議番号10番及び11番は、新規就農案件でございますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当の委員により報告をお願いいたします。それでは報告をお願いいたします。

**委員** 審議番号10番、11番の案件につきまして、12月18日に、申請人の学校法人\*\*\*\*

の理事である\*\*\*\*氏、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の学校法人\*\*\*\*は、\*\*\*\*幼稚園を運営している法人で、幼稚園児に収穫体験や自然体験をさせるために、今回新たに農地を取得したいとのことです。新規就農になります。農作業は職員36名と園児で行います。営農計画は、果樹、野菜を作付する計画となっております。農業経験はありませんが、町内の農家に教わりながら、知識・技術を習得していくとのことです。農機具については、スコップ、くわ、草刈り機を所有しています。収穫物は園内で消費される計画です。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、12月26日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして、採決をいたします。第1号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。それでは、続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、山本町耳納、田2筆、計2,686㎡のうち、1,810.59㎡。申請理由、申請地に盛り土を行い、田として利用するもの。農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、城島町江上、田、1筆、1,336㎡。申請利用、申請地に共同住宅2棟11戸を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、三潞町高三潞、田、1筆、691㎡。申請理由、申請地に農家住宅、農業用倉庫及びカーポートを建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号1番、2番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果、報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いします。

**委 員** 東部審査会の4条申請について報告します。  
審議番号は1番、地図ナンバーは1番です。  
転用目的は、農地改良工事に伴う一時転用です。一時転用期間は、令和8年2月1日から令和8年12月31日までの予定で、改良後は米を作付する計画となっています。申請地は、山本小学校から北東へ約650mのところ position します。農地区分につきましては、農地区域内にある農地ですが、転用目的は一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック、併設型擁壁及びコンクリートブロックを設置及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。この申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。以上、1件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろ

しく願います。

**委員** 続きまして、西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、共同住宅（2棟11戸）を建築するものです。申請地は江上小学校から北西へ約270mのところのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、浸透枿及び排水管を經由して東側のクレークへ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して西側の道路側溝に排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、農家住宅、農業用倉庫及びカーポートを建設するものです。申請地は、三瀦小学校から北東へ約390mのところのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枿からU字溝を經由して、南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、南側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが無問題と判断しております。御審議のほどよろしく願います。

**議長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、採決に入ります。第2号議

案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
なお、審議番号1番及び2番は、不許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。  
それでは続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 6ページをお願いいたします。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。  
農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、草野町草野、畑、1筆、35㎡。申請理由、申請地を取得して、貸車両置場として利用するものです。  
西部地域2番から7ページ、6番までの5件です。  
2番、申請地、上津町、畑、1筆、2,089㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（7区画）として利用するものです。  
7ページをお願いいたします。3番、申請地、大善寺町夜明、田、3筆、計2,591㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。  
4番、申請地、大善寺町夜明、田、1筆、239㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。  
5番、申請地、藤山町、田、畑、3筆、計1,303㎡。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場、露天駐車場及び作業場として利用するものです。  
6番、申請地、城島町江上上、田、1筆、410㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。  
それでは、東部審査会よりお願いします。

委員 東部審査会の5条申請について報告します。  
審議番号は1番、地図ナンバーは4番です。  
転用目的は、貸車両置場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。なお、申請人が代表取締役を務める自動車販売店の会社へ、車両置場として貸す計画です。申請地は、北野小学校から北東へ約260mのところのところに位置します。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水します。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既設の石積み及び既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。この申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどをよろしくお願いします。

委員 西部審査会の5条申請について報告します。  
審議番号2番、地図ナンバーは5番です。  
転用目的は、特定建築条件付売買予定地（7区画）として利用するものです。申請地は、明星中学校から南西へ約500mのところのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に幼稚園と中学校がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を経由して、新設する道路側溝から北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。申請地は、大善寺小学校から南へ約300mのところのところに位置します。農地区分につきまし

ては、第2種農地と第3種農地が混在しておりまして、南北に走る道路に面した2筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。西側の1筆については、西鉄大善寺駅からおおむね500mの区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。南北に走る道路の東側にある申請地の雨水排水につきましては、溜枡を經由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。南北に走る道路の西側にある申請地の雨水排水につきましては、溜枡を經由して、新設する道路側溝から東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約330mのところへ位置します。農地区分につきましては、西鉄大善寺駅からおおむね300mの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を經由して、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、露天資材置き場、露天駐車場及び作業場として利用するものです。申請地は、祐誠高校から東へ約740mのところへ位置します。農地地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流化及び排水路を經由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、江上小学校から北東へ約630mのところへ位置します。農地区分につきましては、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設

に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜枘から排水管を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽から排水管を経由して、北側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、5件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を行い、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑ないようございますので、終了いたしまして、採決をいたします。第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。それでは、続きまして、第4号議案に参ります。非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 8ページをお願いいたします。第4号議案、非農地証明について。

非農地証明願が提出されたので、付議いたします。

西部地域1番、1件です。

1番、申請地、城島町江上本、田、1筆、150㎡。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは10。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、質疑を終了いたしまして、採決に参ります。第4号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページお願いいたします。第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので、付議いたします。

1、内容、第1区、1番から3番までの3件です。

10ページをお願いいたします。第2区、4番、1件です。

続きまして、第3区、5番、1件です。

続きまして、第4区、6番、1件です。

11ページをお願いいたします。第5区、7番から12ページ、9番までの3件です。

2、意見案、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑はございませんようでございますので、ただいまより終了いたしまして、採決をいたします。第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第6号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページお願いいたします。第6号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について。  
久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので、付議いたします。  
第6号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、いわゆる農振除外に対する意見を、所管部局の農政部農政課へ回答するためにお諮りをしているものとなっております。  
それでは、議案の内容に入ります。1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について、1番、1件です。  
整備計画1、変更内容・除外、施設等の種類・名称、露天農業機械置場及び自家用駐車場を設置するものです。申請地、安武町武島、畑、1筆、241㎡を変更するものです。地図ナンバーは11です。2、意見（案）、本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。  
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、ただいまより採決をいたします。第6号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市市長宛て通知をいたします。

それでは、引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消し願いについて。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、報告事項につきまして、何か質疑がございましたらお願いをいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようございましたら、これにて質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 御異議なしとなります。よって、議決されました案件で、条項、字句、その他の整理につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまより議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、9番、清水邦宏委員、23番、松隈康吉委員にお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。